意見陳述書５

２０１９年１月２４日

原　　告　　E

１　はじめに

私は、現在、「未届けの夫」山崎精一と二人で暮らしています。

一緒になって３５年になりますが、その間に３人の子供を産み、育て、現在は３人とも独立しています。

２　事実婚について

(1)　私が別姓での結婚をするため事実婚を選んだのは、姓までを含めた自分の名前を大切にしたい、結婚したとしても姓を変えたくない、という自然な発想からです。また、結婚することで当たり前のように女性が男性の姓に変わるという世の中の常識に疑問を感じたためです。周りに婚姻届を出さずに事実婚を選択している複数の友人のカップルがいたことも、自分の想いを後押ししてくれました。

兄姉私の三人兄弟の末っ子として生まれ、男である兄が大切にされ、姉や私のような女の子は生意気になるから大学に行かなくても良いといわれるような家父長的な考えを持つ親の元で育ちました。そのため、親元から離れて生活するに従い、そういう家制度的なものにしばられて生きたくないという気持ちが強くなりました。

夫と結婚を考える中で、私が姓を変えたくないと山崎に伝えると、山崎は、それなら自分が姓を変えようかかとも言ってくれました。しかし、私は、自分の嫌なことを相手にもさせたくない、私と同様、自

分の姓を大切にしてもらいたいという想いを伝えました。このように、自然な発想の流れで、結婚してもお互いに自分の名前を大切にしようと望んだのですが、現在の法律では婚姻する際に別姓を選択することはできません。そのため、私たちはやむなく事実婚を選択しました。

(2) 私の父は結婚を報告すると大喜びで実家に私たちを迎え入れてくれました。ところが、事実婚であることを報告するととたんに「みっともないことをするな!家を出ていけ」と怒り、手を上げようとしました。母親が制してくれている間に、私たちはあわてて実家をでました。

(3) しかし、この父も、私たちが普通の家庭と変わりなく生活していることを耳にしていたのでしょう。孫にあたる第一子が生まれると、何事もなかったように私たち家族を受け入れてくれるようになりました。母は事あるごとに、私たちのような新しい生き方もあるのだと父に言い聞かせていたようです。

また、私たちが事実婚を選択した際、周りには子どもが生まれた時にどうするのかなどと心配してくれる人もいました。子どもたち三人は、私姓になり、婚外子となりました。しかし、周りが心配したように家庭が壊れることもなく、ごく当たり前の普通の家族として仲良く生活し、三人の子供たちは立派に成人してくれました。

(4) 私は、山崎の両親を大切な親と思って接してきました。また幸いなことに山崎の両親は外国生まれ、外国育ちのためか日本の因習にとらわれず、事実婚を選択した私たち夫婦を尊重してくれ、私を家族として大切にしてくれました。

３　事実婚で困ること

今まで生きてきた中で、事実婚でいる事で困ることはあまりありませんでした。職場もいろいろ変わりましたが、理解してもらえる相手には事実婚であることを打ち明けていました。しかし、現在の職場では、事実婚に対する偏見が強いと感じるため、明らかにしていません。事実婚であることに、理解を得る為の説明にエネルギーを注ぐ必要もないと、静かに過ごして自然にしています。

私たち夫婦も高齢者の域に達してきました。今後、どちらかが緊急入院・手術を受けるような場面になった時、事実婚であることで、家族として認められないのではないかという心配や不安があります。

さらに、どちらかが亡くなって遺産相続の問題になった場合、配偶者として認められず、経済的な不利益を受けることにも、大きな不安と感じています。

４　結語

好きな相手と一緒に生活し、家庭を築くことが結婚ならば、その自然の営みである「結婚」を、ひとつの決まりきった枠や型にはめ込むことは不自然であり、息苦しく、生きにくいものとなります。現在のような婚姻制度がきちんとない時代にも夫婦親子で成り立つ家族は十分機能していました。

グローバル化を唱えながら、夫婦の姓が違うと家族がバラバラになる、と言う人たちがいます。この世の中の多様な人々の動きを見て、本気でそう思っているのでしょうか。家族がバラバラになる、家庭が壊れるのは、夫婦の姓が違ってることで起きるものではないということは、たくさんの事例、事象の中で明らかではないのでしょうか。

誰もが自分の選んだ道を素直に生きられる世の中になれば良い。そう考えるきっかけになる一石を投じたいと思います。

夫婦同姓を強制する現在の民法の下で、婚姻前の姓を維持したい私たち夫婦は、事実婚という特別な結婚の形を取らざるを得ませんでした。

しかし、今後、結婚に当たって自由に姓を選べるよう、民法７５０条が改正され、選択肢が広がることを強く願っています。

以上